だまされないで！ 架空・不当請求にご注意を

ここ数年、架空請求や不当請求が多発しています。

昨年、新宿消費生活センターに寄せられた架空・不当請求についての相談は約900件に上り、毎年増加傾向にあります。また、その手口は日々変化しており、より「巧妙で悪質」になっています。

今回は、よくある悪質な手口の事例と、被害を未然に防ぐための対処法をお知らせします。

身に覚えのない請求は相手にせず、新宿消費生活センターにご相談ください。

【問合せ】新宿消費生活センター☎（3365）6100へ。

「民事訴訟通告書」での架空請求

「商品代金が未納なので、民事訴訟の手続きをとる」という内容の「民事訴訟通告書」が届きました。

身に覚えがなかったのですが、連絡すると「お金を払えば、今なら民事訴訟を取り下げることができる」と、高額な料金を要求されてしまいました。

裁判所からの通知を装った架空請求の可能性があります。通知が本物かどうか分からないときは、通知書に書かれた連絡先には絶対に連絡せず、電話帳や消費生活センターなどで裁判所の連絡先を確認してから連絡してください。

◎裁判所からの本物の通知かどうかを見分けるポイント

▼裁判所からの「支払督促」等は、はがきや普通郵便で届くことはなく、「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で届きます。

▼「特別送達」は郵便配達員による手渡しが原則で、受け取りの際に署名か押印が求められます。

「総合情報サイトの退会未処理」を理由にした架空請求

携帯電話に「以前登録された『総合情報サイト』から無料期間中に退会処理がされないために、登録料金・延滞金が発生したので、早急に手続きするように」という内容のメールが届きました。

「放置すると自宅等へ回収しに行く」と書いてあったので連絡すると、利用していないのに料金を請求されてしまいました。

携帯電話番号だけで送受信できるメールを利用して、不特定多数に同じ内容のメールを送りつけ、少しでも不安になって連絡した方に料金を請求する、悪質な手口です。

一切無視して連絡しないことが大切です。心配な方は、まず消費生活センターへご連絡ください。

無料サイトから出会い系サイトに登録されトラブルに

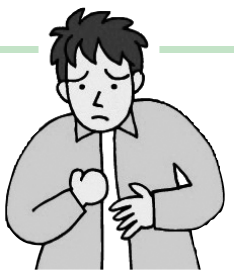

インターネットの無料の「占いサイト」や「懸賞サイト」を利用したら出会い系サイトに登録されてしまい、出会い系サイトからメールが届くようになりました。

メールの相手から「メールを利用した分の料金は後で払う」と言われたので、メールのやりとりをしましたが、相手から支払われないまま、利用料を請求されています。

インターネット上のあるサイトに登録すると、いくつものサイトに同時に情報が流される仕組みになっていると考えられます。メールの相手は「サクラ」（サイト側が雇っている偽の利用者で、利用者を装って有料サービスを利用させようとする役割の人）の可能性もあるので、一方的な利用料の請求には応じず、消費生活センターへご相談ください。

インターネット上には個人情報の収集を目的とした無料サイトがあるので、個人情報の入力には注意が必要です。

火災警報器などの悪質な訪問販売にご注意を

最近、高額な火災警報器や火災検知システムなどの悪質な訪問販売の被害が発生しています。

法律の改正で、平成22年度からすべての住宅に火災警報器を設置することが義務付けられたことを理由に、高齢者の方を狙って訪問しています。

このような訪問販売を受けたり、契約したりしたときは、新宿消費生活センターにご相談ください。

契約した場合でも、8日間はクーリングオフにより無条件に解約することができます。また、8日間を過ぎても、解約の交渉が可能です。あきらめずにご相談ください。

【問合せ】新宿消費生活センター☎（3365）6100へ。

区では次の方を対象に火災警報器を無料で設置する事業を行っています

設置を希望する方は、お問い合わせください。

【対象】▼①65歳以上の一人暮らしの方・65歳以上の方のみの世帯、▼②災害時要援護者名簿に登録している方

【問合せ】▼①…高齢者サービス課サービス係（本庁舎2階）☎（5273）4591、▼②…危機管理課危機管理係（本庁舎4階）☎（5273）4592へ。

還付金詐欺にご注意を

区役所・税務署・社会保険事務所等の職員を装って電話をかけ、「医療費」「税金」「保険料」の「還付金が出る」などとだまし、金融機関のATM（現金自動預払機）を操作させてお金を振り込ませる詐欺事件が多発しています。

このような電話は詐欺だと考え、すぐに110番通報するか相談してください。

【相談先】▼牛込警察署☎（3269）0110、▼新宿警察署☎（3346）0110、▼戸塚警察署☎（3207）0110、▼四谷警察署☎（3357）0110、▼しんじゅくコール（新宿区コールセンター）☎（3209）9999

【問合せ】危機管理課危機管理係（本庁舎4階）☎（5273）4592へ。

新宿消費生活センター相談室のご利用を

消費生活専門相談員が、「契約や解約などの困り事」や「消費生活上の相談」について、問題解決のためのアドバイスをしています。お気軽にご相談ください。

【相談室専用電話】☎（3365）6000

【相談日時】月～金曜日（祝日・休日と12月29日～1月3日を除く）

▼電話相談…午前9時～午後5時

▼来所相談…午前9時～午後4時30分

※お昼の時間帯も受け付けています。

【所在地】高田馬場4－10－2

【対象】区内在住・在勤・在学の方

※事業者の契約等のトラブルは対象外です

【費用】無料

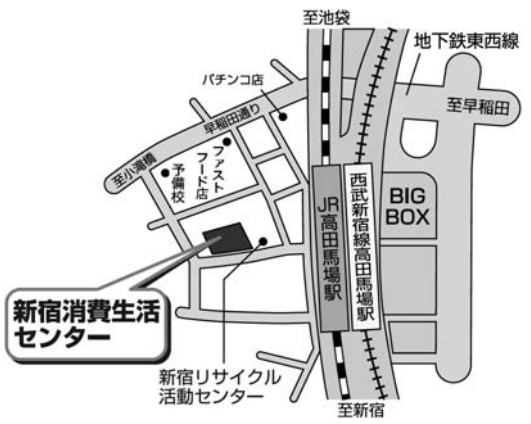

【問合せ】新宿消費生活センター☎（3365）6100へ。